

規制の事前評価書

評価実施日：平成23年2月14日

政策	建築基準法施行令の一部を改正する政令案		
担当課	住宅局建築指導課	担当課長名	井上勝徳
規制の目的、内容、必要性等	<p>① 法令案等の名称・関連条項とその内容</p> <p>【法令案等の名称】 建築基準法施行令の一部を改正する政令案</p> <p>【関連条項】 建築基準法第20条、第88条、建築基準法施行令（以下「令」という。）第67条第1項、第73条第3項、第77条第5号、第138条第1項、第139条、140条、141条、第143条及び第147条</p> <p>【内容】</p> <p>(1) 以下の構造関係規定について、現行と同等以上に安全な方法でもよいこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄骨造等の小規模建築物等の構造耐力上主要な部分である鋼材の接合方法（令第67条第1項） ・鉄筋コンクリート造等の建築物等の柱に取り付けるはりの引張り鉄筋の定着長さ（令第73条第3項） ・鉄筋コンクリート造等の建築物等の柱の小径（令第77条第5号） <p>(2) 太陽光発電設備を建築基準法が適用される工作物から除外する。（令第138条第1項）</p> <p>(3) 時刻歴応答解析を行って大臣認定を受けた工作物について、耐久性等関係規定以外の仕様規定の適用を除外する。（令第139条、140条、141条、第143条及び第147条）</p> <p>② 規制の目的</p> <p>(1) 建築物等の安全性の確保を図りつつ、さらなる建築活動の円滑化を図る観点から、現行と同等以上に安全な方法でもよいこととする。</p> <p>(2) 太陽光発電設備は、電気事業法において「電気工作物」として扱われ、同法に基づく技術基準、基準不適合の場合の基準適合命令等により十分な安全性確保が担保されるため、建築基準法が適用される工作物から除外する。</p> <p>(3) 現行、時刻歴応答解析を行って大臣認定を受けた工作物については、耐久性等関係規定以外の仕様規定も適用されることとされているが、当該規定は、時刻歴応答解析（※）によってその規定に係る安全性が検証できる規定であるため、当該計算を行って大臣認定を受けた工作物について、当該規定の適用を除外することとする。</p> <p>※時刻歴応答解析：大規模な地震波により建築物等に生じる力・変形の変化を時々刻々とコンピュータにより、シミュレーションし、建築物等の耐震安全性等を検証する構造計算の手法</p>		

③ 規制の目的に関する目標

a 関連する政策目標

5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保

b 関連する施策目標

16 住宅・建築物の安全性の確保

c 関連する業績指標

—

d 業績指標の目標値及び目標年度

—

e 規制により達成を目指す状況についての具体的指標

建築物及び工作物の安全性を確保しつつ建築活動の円滑化を図る。

(ただし、実際にどの程度円滑に建築活動を行うことができるかについては、今回改正を行う部分のみならず、他の規制による影響や景気の動向等、非常に多数の要素が複合的に影響する。そのため、本規制の変更と建築活動の円滑化との関係については、一義的に判断することは難しいことから、定量的な指標を設定することは困難である。)

④ 規制の内容

(1) 以下の構造関係規定について現行と同等以上に安全な方法でもよいこととする。

・鉄骨造等の小規模建築物(軒の高さが9m以下で、かつ、張り間が13m以下の建築物(延べ面積が3000㎡を超えるものを除く。))等の構造耐力上主要な部分である鋼材の接合方法について、現行のボルト接合に加え、高力ボルト接合等でもよいこととする。(令第67条第1項)

・鉄筋コンクリート造等の建築物等の柱に取り付けるはりの引張り鉄筋の定着長さについて、構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、適用しないこととする。(令第73条第3項)

・鉄筋コンクリート造等の建築物等の柱の小径について、構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、適用しないこととする。(令第77条第5号)

(2) 現行の建築基準法令が適用される工作物として扱われている高さ4mを超える太陽光発電設備を建築基準法の適用対象から除外する。

(3) 時刻歴応答解析を行って大臣認定を受けた工作物について、耐久性等関係規定以外の仕様規定の適用を除外する。

⑤ 規制の必要性

(1)

○ 建築基準法では、建築物等に関する技術的基準を定めることによつて、その安全性の確保を図り、もつて国民の生命等の保護を図っているが、現在、建築物等の安全性を確保しつつ、さらなる建築活動の円滑化を図ることが求められている。(=目標と現状のギャップ)

○ 現行、鉄骨造等の小規模建築物等の構造耐力上主要な部分である鋼材の接合方法については、現行のボルト接合よりも安全である高力ボルト接合等が認められておらず、また、鉄筋コンクリート造等の建築物等の柱に取り付けるはりの引張り鉄筋の定着長さ及び柱の小径についても、現行定めている方法以外の安全な方法が認められていない。(=原因分析)

○ このように、鉄骨造等の小規模建築物等の構造耐力上主要な部分である鋼材の接合、鉄筋コンクリート造等の建築物等の柱に取り付けるはりの引張り鉄筋の定着長さ及び柱の小径については、現行と同等以上に安全な方法があるため、これらの構造方法でもよいこととする必要がある。(＝課題の特定)

○ 鉄骨造等の小規模建築物等の構造耐力上主要な部分である鋼材の接合方法、鉄筋コンクリート造等の建築物等の柱に取り付けるはりの引張り鉄筋の定着長さ及び柱の小径について、現行と同等以上に安全な方法でもよいこととする。(＝規制の具体的内容)

(2)

○ 建築基準法においては、太陽光発電設備を含む工作物の構造耐力等に係る技術的基準を定めることにより、その安全性の確保を図り、もって国民の生命等の保護を図っているが、現在、その安全性を確保しつつ、さらなる太陽光発電設備の建築活動の円滑化を図ることが求められている。(＝目標と現状のギャップ)

○ 太陽光発電設備については、電気事業法において建築基準法で定める構造耐力等に係る技術的基準と同等の基準が定められており、また、その建築にあたっての手続きについても定められている。(＝原因分析)

○ このように、太陽光発電設備の建築にあたり、電気事業法と建築基準法で重複している部分があるため、建築基準法が適用される工作物から除外し、その安全性の確保を図りつつ太陽光発電設備の建築の円滑化を図る必要がある。(＝課題の特定)

○ 現行の建築基準法令が適用される工作物として扱われている高さ4mを超える太陽光発電設備を建築基準法の適用対象から除外する。(＝規制の具体的内容)

(3)

○ 建築基準法では、建築物等の構造耐力等に係る技術的基準を定めることにより、その安全性の確保を図り、もって国民の生命等の保護を図っているが、現在、建築物等の安全性を確保しつつ、さらなる建築活動の円滑化を図ることが求められている。(＝目標と現状のギャップ)

○ 耐久性等関係規定以外の仕様規定については、時刻歴応答解析によって検証できる規定であるが、現行、当該計算を行って国土交通大臣の認定を受けた工作物についてもこれらの規定が適用されることとされている。(＝原因分析)

○ このため、時刻歴応答解析を行って大臣認定を受けた工作物について、耐久性等関係規定以外の仕様規定の適用を除外し、工作物の安全性の確保を図りつつ建築活動の円滑化を図ることとする。(＝課題の特定)

○ 時刻歴応答解析を行って大臣認定を受けた工作物について、耐久性等関係規定以外の仕様規定の適用を除外する。(＝規制の具体的内容)

<p>想定される代替案</p>	<p>(1) 現行認められている構造方法のみを引き続き使用可能とする。</p> <p>(2) 太陽光発電設備を引き続き建築基準法が適用される工作物とする。</p> <p>(3) 大臣認定を取得した工作物について、引き続き耐久性等関係規定以外の仕様規定を適用する。</p>
<p>規制の費用</p>	<p>① 当該規制案における費用の要素</p> <p>a 遵守費用</p> <p>(1) 鉄骨造及び鉄筋コンクリート造の建築物等に係る構造基準を緩和した場合、建築主は、これらの基準にかかる建築物等の部分の設計の自由度が向上するため、建築費用が現行より軽減される設計を行った場合は、建築主の遵守費用は現行より軽減される。</p> <p>(2) 現行、建築主は、建築しようとする太陽光発電設備について、建築確認及び完了検査等（以下「建築確認等」という。）を受けなければならないが、建築確認等に係る費用が発生しているが、建築基準法が適用される工作物から除外することにより、これらの費用が軽減されるため、建築主の遵守費用は現行より軽減される。</p> <p>(3) 時刻歴応答解析を行って大臣認定を受けた工作物について、耐久性等関係規定以外の仕様規定を除外した場合、建築主は、耐久性等関係規定以外の仕様規定に適合させるための建築費用を軽減させることができるため、建築主の遵守費用は現行より軽減される。</p> <p>b 行政費用</p> <p>(1) 今回の政令改正は、設計者が用いる構造方法の選択肢を増やすものであるが、建築確認等の際に審査すべき規定の数が増えるものではないため、行政費用は現行と変わらない。</p> <p>(2) 太陽光発電設備の建築確認等に係る費用、違法な太陽光発電設備の是正命令等の行政処分に係る費用が軽減されるため、行政費用は現行より軽減される。</p> <p>(3) 耐久性等関係規定以外の仕様規定への適合について、建築確認等に係る費用が軽減されるため、行政費用は現行より軽減される。</p> <p>② 代替案における費用の要素</p> <p>a 遵守費用</p> <p>(1) 現行では、建築主は建築物の建築にあたり、当該規定に適合させるための建築費用が発生している。</p> <p>(2) 現行では、建築主は太陽光発電設備の建築にあたり、建築確認等を受けなければならないが、建築確認等に係る金銭的及び時間的費用が発生している。</p> <p>(3) 現行では、建築主は工作物の建築にあたり、時刻歴応答解析を行って大臣認定を取得した場合にも、耐久性等関係規定以外の仕様規定に適合させるための建築費用が発生している。</p> <p>b 行政費用</p> <p>(1) 現行では、当該基準への適合についての建築確認等に係る行政費用が発生している。</p> <p>(2) 現行では、太陽光発電設備の建築確認等に係る費用、違法な太陽光発電設備の是正命令等の行政処分に係る費用が発生している。</p>

	<p>(3) 現行では、耐久性等関係規定以外の仕様規定の適合についての建築確認等の費用が発生している。</p>
<p>規制の便益</p>	<p>① 当該規制案における便益の要素</p> <p>(1) 鉄骨造等の小規模建築物等の構造耐力上主要な部分である鋼材の接合方法（令第67条第1項）の規定の改正は、現行求められているボルト接合よりも安全な接合方法である高力ボルト接合等でもよいこととするものであり、設計者がそれらの接合方法を選択する場合には、現行より建築物の安全性は向上する。</p> <p>また、鉄筋コンクリート造等の建築物等の柱に取り付けるはりの引張り鉄筋の定着長さ（令第73条第3項）及び柱の小径（令第77条第5号）の規定の改正は、構造耐力上安全であることが確かめられた場合に、現行求められている仕様規定を適用しないこととするものであり、建築物の安全性は低下しない。</p> <p>(2) 太陽光発電設備の安全性については、電気事業法において安全性が担保されるため、建築基準法が適用される工作物から除外することによって太陽光発電設備の安全性は低下しない。</p> <p>(3) 時刻歴応答解析は、どのような仕様であっても忠実に構造計算に反映した上で建築物又は工作物に生ずる力及び変形を算出して安全性を検証できる構造計算であることから、当該計算を行って大臣認定を受けた工作物について耐久性等関係規定以外の仕様規定を除外したとしても、建築物の安全性は低下しない。</p> <p>② 代替案における便益の要素</p> <p>(1) 現行では、建築基準法により建築物の構造安全性は確保されている。</p> <p>(2) 現行では、建築基準法により太陽光発電設備の安全性は確保されている。</p> <p>(3) 現行では、建築基準法により工作物の構造安全性は確保されている。</p>
<p>規制の効率性 (費用と便益の関係の分析)</p>	<p>(1) 今回の政令改正は、昨今の技術革新への対応等の観点から、現行と同等以上の安全性が認められる方法でもよいこととするために改正を行うものである。</p> <p>便益面に関しては、鉄骨造等の小規模建築物等の構造耐力上主要な部分である鋼材の接合方法（令第67条第1項）に係る部分については現行より安全性が向上し、その他の規定（令第73条第3項及び第77条第5号）に係る部分については現行と同等である。</p> <p>他方、費用面では、設計の自由度が向上するため、一定の構造方法を用いた場合においては、建築主の遵守費用が現行より軽減される。</p> <p>総括すれば、便益面では改正案は現行と同等以上に建築物の構造安全性の確保を達成しうる一方で、費用の面では、改正案では、一定の場合において建築主の遵守費用が現行よりも減少する。</p> <p>以上のことを踏まえ、規制として、改正案をとることが適切であると判断する。</p> <p>(2) 今回の政令改正は、昨今、地球環境問題への対応等の観点から、効率的な発電設備として更なる普及が見込まれている太陽光発電設備について、建築基準法が適用される工作物から除外するものである。</p> <p>便益面に関しては、改正案・現行とも、高さ4m以上の太陽光発電設備の安全性確保は一定程度に達成されると見込まれる。</p> <p>他方、費用面でみれば、現行では、国民の生命、健康及び財産の保護の徹底をより重視し、適用除外規定を設けずに4m以上の太陽光発電設備を適用の対象とすることとして、建築基準法の執行を図るもので</p>

	<p>あるが、その結果、電気事業法の規制との重複により、建築主にとって過度な負担を課すケースが想定されうる。</p> <p>総括すれば、便益面では改正案・現行ともに国民の生命、健康及び財産の保護の目的を達成しうる一方で、費用の面では、改正案では、4 m以上の太陽光発電設備の建築に係る費用のうち、建築基準法の建築確認等を行うための費用が現行よりも減少する。</p> <p>以上のことを踏まえ、規制として、改正案をとることが適切であると判断する。</p> <p>(3) 便益面については、今回適用を除外する耐久性等関係規定以外の仕様規定は、時刻歴応答解析によって検証できる規定であるため、当該規定の適用を除外しても、建築物の安全性は低下しない。</p> <p>一方、費用面については、改正案では、時刻歴応答解析を行って大臣認定を受けた工作物について、耐久性等関係規定以外の仕様規定への適合に係る建築主の遵守費用及び行政費用が、現行よりも低減する。</p> <p>総括すれば、便益面では改正案は現行と同等に工作物の構造安全性の確保を達成しうる一方で、費用の面では、改正案では、建築主の遵守費用及び行政費用が現行よりも減少する。</p> <p>以上のことを踏まえ、規制として、改正案をとることが適切であると判断する。</p>
<p>有識者の見解、 その他関連事項</p>	<p>「新成長戦略に向けた3段階の経済対策」(平成22年9月10日閣議決定)において、「日本を元気にする規制改革100」に以下のように盛り込まれている。</p> <p>「4 mを超える太陽光発電設備の建築基準法の取扱いについては、電気事業法令で必要な安全措置が講じられていることを条件に、建築基準法の工作物の対象外とすることを検討し、結論を得た上で、平成22年度中に措置を講じる。〈平成22年度中検討・結論、電気事業法令で必要な安全措置が講じられていることを条件に平成22年度中に措置〉」</p>
<p>事後評価又は事後検証 の実施方法及び時期</p>	<p>平成27年度末にRIA事後検証シートによる事後検証。また、事後検証までの期間を分析対象期間とする。</p>
<p>その他 (規制の有効性等)</p>	<p>(1) 今回の改正により、建築物等の安全性の確保を図りつつ建築活動の円滑化を図ることができるため、当該規制案は有効である。</p> <p>(2) 今回の改正により、太陽光発電設備の安全性の確保を図りつつ建築活動の円滑化を図ることができるため、当該規制の廃止は有効である。</p> <p>(3) 今回の改正により、工作物の安全性の確保を図りつつ建築活動の円滑化を図ることができるため、当該規制案は有効である。</p>